

## 第 4 回

# 農業委員会総会議事録

平成 23 年 10 月 28 日(金)

幕別町農業委員会

## 第4回幕別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年10月28日(金)午後2時00分から午後2時50分まで

2. 開催場所 幕別町役場5階会議室

3. 出席委員(24名)

会長	25番	杉坂	達男
会長職務代理者	24番	谷内	雅貴
委員	1番	国枝	隆幸
	2番	香西	浩志
	3番	齊藤	正孝
	5番	大道	健實
	6番	小原喜久雄	
	7番	石川	雅洋
	8番	尾藤	欣二
	9番	向井	知己
	10番	杉本	義昭
	11番	鯖戸	英明
	12番	田邊	忠幸
	13番	高橋	秀樹
	14番	鬼頭	良市
	15番	東口	政秋
	16番	蛭原	一治
	17番	森	勤子
	18番	中島	孝
	19番	白木	孝和
	20番	岡崎	稔
	21番	宗廣	武夫
	22番	加藤	宏
	23番	齊藤	一男

4. 欠席委員(1名)

4番 山田 学

5. 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員の指名

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

5) 議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 現況証明について
- 第 6 号 農地・非農地の判断について

6) 協議

7) その他

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野坂 正美
農地振興係長	鯨岡 健
忠類支局農地振興係長	廣瀬 紀幸
農地振興係主査	檜木 良美
農地振興係主査	佐々木 哲也

#### 7. 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しております、ただいまから第 4 回農業委員会総会を開催いたします。
議長	次に議事録署名委員の指名を行います。
議長	議事録署名委員には 7 番石川委員、8 番尾藤委員をお願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局からお願いいたします。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、7 番山田委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	次に、報告第 1 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告の第 1 号 1 番から 13 番までを説明をいたします。
事務局	報告第 1 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は、議案書 1 ページから 4 ページまでの 13 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので書類を受理いたしました。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、報告第 1 号 1 番から 13 番まで説明を申し上げました。質疑は、ございませんか。  (発言なし)

議長	質疑なしといたします。報告第 1 号 1 番から 13 番については、報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 2 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番の説明をいたします。
事務局	報告第 2 号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告いたします。この案件は、幕別町農業振興公社が今月 20 日に利用調整を行ったものであります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの報告第 2 号 1 番について、説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしといたします。報告の第 2 号 1 番については、ご報告のとおり承認されました。
議長	次に議案に入ります。議案第 1 号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局から議案を説明いたします。
事務局	<b>【議案第 1 号 1 番を議案書をもとに朗読】</b>
事務局	この案件は、先ほど報告いたしました幕別町農業振興公社が行った利用調整でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第 13 条の 2 第 1 項に基づき要請をするものでありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしといたします。それでは採決をいたします。議案第 1 号 1 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。  <b>【異議なしの声多数】</b>
議長	異議なしといたします。よって、議案第 1 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から議案の第 2 号 1 番、2 番を説明いたします。

事務局

【議案第 2 号 1 番、2 番を議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添、農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

10 番

この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。よって、議案第 2 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 2 号 3 番、4 番について、説明をいたします。

事務局

【議案第 2 号 3 番、4 番を議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元にごございます、調査書の 2 ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

17 番

この案件につきましては、更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権設定については問題ないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明どおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番、4 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案の第2号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号5番、6番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます、別添調査書の3ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

23番 この案件につきましては、先月の総会において買入要請を行ったものです。買主は、農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長 質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号5番、6番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案の第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号7番を議案書をもとに朗読】**

事務局 この計画要請の内容は、お手元にございます別添調査書4ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

6番 この案件につきましては、先月の総会において買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと考えております。なお詳細につきましては、事務局のご説明のとおり

りでございます。よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号7番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。議案第2号7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号8番を議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、お手元にごございます調査書4ページ下段に記載されておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

14番

この案件は、XXXXXXXXXXさんから北海道農業開発公社に所有権を移転するものであります。なお、これは先月買入要請を行った案件でございます。詳細については、事務局説明のとおりでございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしといたします。採決をいたします。議案第2号8番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしといたします。議案第2号8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第3号1番を説明いたします。

事務局

【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は、別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えて

おります。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

11 番 この案件につきましては、現在、借りている農地の所有権を移転するものでございます。去る 10 月 21 日、齊藤正孝委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号 2 番、3 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 3 号 2 番、3 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の案件は、別添調査書 2 ページ、3 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべてを満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から、補足の説明をお願いいたします。

11 番 この案件につきましては、北海道が所有する河川用地の払い下げを受けるものでございます。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 2 番、3 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号 2 番、3 番は原案のとおり決しました。

議長 次に議案第 3 号の 4 番から 6 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 3 号 4 番から 6 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 以上の案件は、別添調査書 4 ページから 6 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から、補足説明をお願いいたします。

14 番 この案件は、河川の敷地の払い下げでございます。今回の案件については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番から 6 番について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 3 号 4 番から 6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号の 7 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 3 号 7 番を議案書をもとに朗読】**

事務局 この案件は、別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。議案書 13 ページから 15 ページに■■■■■■の事業計画書が記載されております。16 ページには、法人事項全部証明書、17 ページから 21 ページに、定款が記載されております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当農業委員から補足の説明をお願いいたします。

13 番 この案件につきましては、新規の農業生産法人設立に伴う農地の取得であります。10月18日に農地部会の皆様にご協議をいただきました。去る10月21日、齊藤正孝委員、杉本委員、事務局とで現地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと考えております。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、次に鬼頭農地部会長から補足の説明をお願いいたします。

14 番 農地部会の方から、ご報告申し上げます。去る、10月18日、農地部会で申請者と意見交換を行い、その後、農地部会を開催いたしました。申請者は意欲的であり、農業生産法人の要件及び許可要件をを満たしていることから、農地部会としては許可相当となりましたので、ここにご報告申し上げます。以上

	<p>です。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 3 号 7 番については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第 3 号 7 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案第 4 号 1 番を説明いたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第 4 号 1 番を議案書をもとに朗読】</b></p>
事務局	<p>議案第 4 号 1 番の申請地は、砂利採取を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間 1 年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障はないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添、農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地区担当農業委員から報告をお願いいたします。</p>
12 番	<p>去る 10 月 21 日、齊藤正孝委員、杉本委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第 5 号「現況証明について」を、議題といたします。事務局から議案第 5 号 1 番を説明いたします。</p>

事務局 **【議案第 5 号 1 番を議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

23 番 この案件につきましては、地目変更を目的に証明を求めるものでございます。10 月 20 日に向井委員、蛭原委員、事務局とで農地・採草放牧地以外と確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 5 号 2 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 5 号 2 番を議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

21 番 この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。去る、10 月 21 日に齊藤正孝委員、杉本委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということでご確認を頂いております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしといたします。採決をいたします。議案第 5 号 2 番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長 異議なしといたします。よって、議案第 5 号の 2 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 5 号 3 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 5 号 3 番を議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当農業委員からご報告をお願いいたします。

11 番	<p>この案件につきましては、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。去る、10月21日に齊藤正孝委員、杉本委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで確認いただいております。詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号3番については、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第5号3番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第5号4番と5番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p><b>【議案第5号4番、5番を議案書をもとに朗読】</b></p>
議長	<p>それでは、地区担当農業委員から報告をお願いします。</p>
2 番	<p>この案件につきましては、2件とも地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。去る、10月21日に齊藤正孝委員、杉本委員、事務局とで農地・採草放牧地以外ということで、それぞれご確認をいただいております。なお、詳細につきましては、事務局のご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは質疑を行ないます。ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしといたします。採決をいたします。議案第5号4番、5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声多数】</b></p>
議長	<p>異議なしといたします。よって、議案第5号4番、5番は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>次に議案第6号「農地・非農地の判断について」を、議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
事務局 事務局	<p><b>【議案第6号1番を議案書をもとに朗読、説明】</b></p> <p>内容の説明をさせていただきます。別紙1と現地写真図、皆さんの方に配布しておりますので、まず、そちらの方を見ていただきたいと存じます。平成20</p>

年4月15日付け、農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否か」の判断基準等が示されております。別紙1という資料を、事前に送付をさせていただいております別紙1です。よろしいでしょうか。まず、第1中程にあります趣旨でございますけれども、土地の現況と農地基本台帳等の地目の整合を図る、という趣旨でございます。第2では、1から6によります、事務処理を行うこととなっております。判断基準の第2の1では、把握された耕作放棄地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断が必要となった場合には、市町村から農業委員会に対して判断を依頼できる規定から、10月11日付けで幕別町から農業委員会に対して、農地に該当するか否かの判断依頼がありました。判断基準、第2の2の規定に基づき、農業委員会は、現況確認を行い、農地に該当するか否かについて総会の議決により判断することになっております。現地調査につきましては、10月21日に齊藤正孝委員、杉本委員、地区担当委員、事務局で確認をいたしました結果、議案第6号の28ページにあります1番から20番までの20筆のうち、中程にあります9番、10番が農地に該当し、それ以外につきましては、非農地といたしましたので、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断を求めるものでございます。よろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長                    それでは、議案第6号の説明が終わりましたから、質疑を行います。ございませんか。

                          (発言なし)

議長                    質疑なしといたします。採決をいたします。議案第6号については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

                          【異議なしの声多数】

議長                    異議なしといたします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長                    以上、提案しております議案は、これをもってすべて終了いたしました。

議長                    以上をもちまして第4回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

7 番

印

8 番

印

議長

印